

令和7年度 東京都立葛飾盲学校 学校経営計画

本校は、昭和37年に東京都立文京盲学校から分離・開校し、本年度で創立64年目を迎える。

全国の多くの盲学校と比べると、その歴史と伝統は浅いものの、在籍する幼児・児童・生徒への質の高い指導を行うため、他校と同様に視覚障害教育の専門性の維持・継承・発展に努めながら、様々な教育活動を展開しているところである。

また、東京都東部地域における視覚障害教育のセンター的機能の充実、高等部設置校との連携によるキャリア教育の推進、医療的ケア児への支援強化、ICT機器を活用した教育の推進、自然災害の発生に備えた地域と連携した防災の取組及び災害発生時の対応などの今日的課題に即応するとともに、視覚障害特別支援学校としての在り方を常に追究する必要がある。

この方針のもと、以下のとおり学校経営計画を策定する。

I 目指す学校

自立と自律を目指して

～ 一人一人の可能性を引き出し、目標に向かって主体的に行動する力を高める学校 ～

- 1 人権を尊重し、心身の健康や安全・安心が守られ、幼児・児童・生徒一人一人を大切にする学校
- 2 自立と社会参加に向けて、基礎・基本となる力、自ら考え、学び続ける意欲を育む学校
- 3 地域への貢献と共生社会の実現に向けて、外部支援、学校開放、交流等を推進する学校
- 4 教職員が誇りとやりがいをもって、専門性を高めながら、協働して取り組む学校
- 5 着実な取組と幼児・児童・生徒の成長を通して、保護者・地域・都民から信頼される学校

II 中期的目標と方策

1 幼児・児童・生徒を確かに育てるために

(1) 幼児・児童・生徒理解

アセスメントに基づいて、学校生活支援シート及び個別指導計画をはじめとする諸計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動を展開する。

(2) 学習指導

幼児・児童・生徒の学習課題を明確にし、ICT機器を含めた個に応じた教材・教具を工夫・開発し、分かりやすく楽しい授業を展開するとともに、指導と評価の一体化を図り、基礎的・基本的な学力や生活力の確実な定着を図る。

(3) 生活指導

いじめの防止、総合的な健康づくり等に関する取組を通して、地域との連携を積極的に進めるとともに、幼児・児童・生徒の自己肯定感を高め、自他を思いやる豊かな心を育てる。

(4) 進路指導

年齢や発達段階に応じた役割の遂行、将来の進路に関する情報収集や見学・体験等を通して、本人並びに保護者へのキャリア教育の理解と充実を図るとともに、自立と社会参加に必要な態度と基礎的な技能を育てる。

(5) 特別活動

一人一人のもっている力や日頃の取組成果を十分に発揮し、他者との多様な関わり合いができるよう、行事や活動の工夫を行い、主体性や社会性の伸長を図る。また、社会に開かれた教育課程の観点から、学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントを推進する。

(6) 寄宿舎における指導

学級担任や保護者と連携しながら、基本的生活習慣の確立を目指した指導を行うとともに、異年齢集団での地域活動、季節的活動等への取組を通して、社会性や自立心の伸長を図る。

2 安全・安心な学習環境の整備のために

(1) 人権教育の推進

いじめ・体罰・暴言等の防止を徹底するとともに、幼児・児童・生徒一人一人の人権を尊重した教育を行う。

(2) 安全教育・防災教育の充実

實際を想定した避難訓練や総合防災訓練等を実施するとともに、校舎内の定期的な安全点検による施設・設備の適切な維持・管理を行い、安全で安心して学習活動ができる教育環境を整備する。

(3) 健康教育の充実

学校保健計画に基づいた健康教育、適切な食物アレルギー対策、計画的で健康な食生活が推進できる食育等を推進し、幼児・児童・生徒の健康の保持増進を図る。

3 地域と共に伸びゆくために

(1) 理解推進と情報発信

学校だよりや学校ホームページ等を活用し積極的に情報を発信するとともに、行事の公開や施設の開放等を通して、保護者はもとより地域の理解推進を図る。

(2) センターの機能の発揮

乳幼児教育相談、見え方の相談会等を通して、見え方による学習上又は生活上の困難のある乳幼児・児童・生徒及びその保護者への助言・支援を行う。また、弱視通級指導学級との連携に努めるほか、保健・医療・福祉・教育・労働等の各機関とのネットワークを拡充し、要請に対して的確な助言・支援を行う。

4 教職員の資質向上のために

(1) コンプライアンス（法令遵守、ルールに従った公正・公平な業務の遂行等）意識の醸成

教育に携わる公務員としての自覚のもと、服務規律の厳正を図り、保護者、地域、都民に信頼されるよう職務や業務を遂行する。

(2) 専門性の向上

質の高い教育活動を行うため、経験や課題に応じたOJTや外部専門家による研修等の推進を通して、視覚障害教育を中心とした特別支援教育に関する専門性を継承・向上させ、指導に十分に生かす。

(3) 組織運営

最大の教育効果を上げるよう、学年・学部運営、分掌等の業務は、教諭、主任（教諭）、主幹のライン組織を中心に進めるとともに、他部署との連携を密にする。

(4) ライフ・ワーク・バランス

教職員が、仕事と家庭等の生活の両立の目標をもち、仕事と家庭等の生活それぞれの使命と責任を意識しながら、心身ともに健康で充実して働き続けることができるようライフ・ワーク・バランスを整える。

Ⅲ 今年度の取組目標と方策

1 教育活動の目標と方策

(1) 幼児・児童・生徒を確かに育てるために

ア 幼児・児童・生徒理解 —— 指導のためのR-PDCAサイクルの確実な循環

① 幼児・児童・生徒の視機能、認知発達、教科内容の達成度など様々な観点で評価し、教育的ニーズを明らかにするとともに、自立活動も含めた個別指導計画や年間指導計画などの諸計画を作成する。

② 学習指導要領が示す指導目標、内容に基づき、学習の成果を三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で適切に評価する。評価を授業改善につなげ、「指導と評価の一体化」を図る

③ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と評価においては、面談等を通して保護者との十分な連携と共通理解を図り、以後の指導を一層充実させる。

- ④ 幼児・児童・生徒が学びやすい教室環境の整備を行う。
- イ 学習指導 —— 指導内容・方法の工夫と、到達点に分かる指導
- ① 授業毎の目標と評価を意識させ、幼児・児童・生徒が「主体的に学べる」「よく分かる」「学んだことを活かせる」と実感できる指導を行う。教材・教具の活用、自作教材の作成と開発に努め、個に応じた指導の一層の充実を図る。
- ② 幼児・児童・生徒の課題に応じて、一人一台端末など ICT 機器の利活用を進めるとともに、トラブルに巻き込まれないよう、正しい使い方について指導する。
- ③ 校内読書コンクール、ひらがな・点字・漢字検定などを通して、学習の成果を積極的に評価・称賛するとともに、外部の検定・大会・展覧会などへも積極的に参加する。
- ウ 生活指導 —— 安全・安心の確保と、気持ちに寄り添った健全育成
- ① いじめの未然防止に向けて、聞き取りや質問紙による状況把握を行うほか、日常のわずかな変化も見逃すことのないように努める。
- ② 『安全教育プログラム』、『東京防災』、『東京マイ・タイムライン』等を活用した生活安全・交通安全・災害安全の指導を推進し、安全な生活を送るための基礎を培う。
- ③ 歩行訓練士と連携した歩行指導を充実させ、校内一人移動、スクールバス乗車、一人通学に関する指導を、実態や通学方法に応じて行う。
- ④ 困難な場面等で必要な支援が得られるよう、あらかじめ場面を想定し、適切な援助依頼ができるよう指導する。特に一人通学を行う児童・生徒は通学経路に応じて取り組む。
- エ 進路指導 —— 体験の積み重ねと、将来のイメージづくり
- ① 幼稚部・小学部から日々の係活動や自らの役割を果たし、中学部では職業や進路に関する見学・体験を行うなど、将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の更なる充実を図る。
- ② 高等部設置校と連携して進路指導を行うほか、幼稚部や小学部の教員並びに保護者にも進路に関する情報を積極的に提供するために、進路研修会や進路講演会を開催する。
- オ 特別活動 —— 活動・体験内容の工夫と、継続的な関わり合い
- ① 副籍交流、地域の保育園、小・中学校との交流及び共同学習、地域行事への参加等を通して、他者と関わり合うことの楽しさを経験し、お互いを認め合い、尊重しようとする態度を育てる。
- ② 準ずる教育課程で学ぶ同じ学年の児童・生徒が、話し合い活動や意見交換により学びを深めることができるよう、盲学校間をオンラインでつなぎ、共に授業を受けられるよう取組を推進する。(指導部研究指定校)
- ③ オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、笑顔と学びの体験活動プロジェクトに参加する。
- ④ 中学部では、部活動や各種大会等への参加を通して、余暇活動の充実を図るとともに、生涯学習、スポーツ・文化活動の意欲を育てる。
- カ 寄宿舎における指導 —— 基本的生活習慣の習得、集団活動の充実
- ① 宿泊を伴う生活を通して、基本的生活習慣の習得と確立を図るとともに、学年や学部を超えた集団での活動、舎生会による自治的活動の経験を通して、自立心の育成を図る。
- ② 行事等を通して、地域との交流を充実させるとともに、一部の行事への参加や保護者参観・面談等を通して、保護者との十分な共通理解を図る。
- ③ 新規システムの活用により、教職員間の連絡をより円滑なものにし、安全な指導ができるようにする。

(2) 安全・安心な学習環境の整備のために

ア 人権教育の推進

- ① 人権教育プログラム等の活用により教職員の人権感覚を高め、いじめや体罰の未然防止を徹底する。

イ 安全教育・防災教育の充実

- ① 学校危機管理マニュアルを周知徹底するとともに、定期的な改訂を行う。マニュアルをもとにした避難訓練や地域と連携をした総合防災訓練を実施する。地域の福祉避難所としての役割を果たすため、関係機関との連携を図る。

- ② 校内事故0件に向け、過去のインシデント・アクシデントを検証し、教職員の意識向上や物品の整理整頓など、校内整備を進める。

ウ 健康教育の充実

- ① 総合的な体力づくり、健康づくり、食育を推進する。また、食物アレルギー等への具体的対応については、保護者とも十分な確認を行い、確実に取り組む。
- ② 医療的ケア安全委員会を基盤として、保護者、主治医、指導医と綿密に連携を取りながら、学校看護師等と担任が協働し安全かつ適切に医療的ケアを実施する。また、校内研修を通して全ての教員が医療的ケアについて理解を深め状況を共有する。
- ③ 感染症に対する基本的な対策を継続し、安全に留意しながら教育活動を拡充していく。
- ④ 様々な困難やストレスの対処方法を身に付けるため、スクールカウンセラーとも連携し、「SOSの出し方に関する教育」の一環として身近な大人に相談できる力を育成し、心理的安定を図る。

(3) 地域と共に伸びゆくために

ア 理解充実と情報発信 —— 地域との更なる連携と、教育活動の積極的な公表

- ① 学校通信、学校ホームページ、SNS、学校公開、道徳授業地区公開講座、学芸会などの行事、ボランティア養成講座、施設開放等を通して、学校の取組や幼児・児童・生徒の学習の様子を、積極的に情報発信する。
- ② 外部機関からの視察依頼や協力依頼には可能な限り応じ、視覚障害児・者、視覚障害教育に関する理解を図るとともに、更なる充実のための助言や情報提供を行う。

イ センターの機能の発揮 —— ネットワークの活用と、専門性の還元

- ① 乳幼児教育相談や足立・葛飾区にて見え方の相談会を行い、視覚面に課題のある乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対して適切な助言・支援を行う。
- ② 各区教育委員会や弱視通級指導学級等の関係機関との連携を図り、児童・生徒、保護者、教員等に対して、適切な助言・支援を行う。

(4) 教職員の資質向上のために

ア 服務の厳正と人権尊重 —— 教職員として最も大切な資質

- ① 年度当初及び年間2回の服務事故防止月間において、服務事故防止研修を実施し、服務規律の厳正、職務遂行の精度向上など、教育に携わる公務員に求められる基礎的・基本的な事項の徹底を図り、服務事故の発生を0件とする。

イ 専門性向上 —— 授業改善への反映

- ① 全教員が1回以上の研究授業を実施し、他の教員が授業評価することで指導の改善に反映させ、専門性を高める。また、他校の研究会や指導教諭による模範授業・研究協議会等に参加し、専門性の高い授業や研究成果について学ぶ。
- ② 学部研究会（幼・小・中・舎）や校内研修等を通して専門性の向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許状（視覚障害領域）の取得率を高める。
- ③ すべての教諭がICT（デジタル）リテラシーの向上に努め、指導に活用できるようにする。
- ④ 全日本盲教育研究大会（東京大会）の筆頭幹事校として、研究会の円滑な運営を進めるとともに、全国の視覚障害教育の優れた実践や講演の学びを校内に還元し、視覚障害教育の専門性を高める。

ウ 組織運営——ライン組織による業務遂行と関連部署との連携強化

- ① 各部署の運営、進行管理を主幹教諭が統括し、学校課題に対しては主幹連絡会を中心に組織横断的に対応する。
- ② 寄宿舍と学級担任・学部は緊密な連携に努め、相互の生活状況や課題の確実な共有を図る。
- ③ 経営企画室と連携しながら、学校予算や学校徴収金の効率的・効果的な執行と編成、学校施設・設備の保全と環境保護・省エネルギーに取り組む。
- ④ カリキュラム・マネジメントの視点で、週時程を含めた教育課程の見直しを図る。
- ⑤ 学校運営連絡協議会を活用し、PDCAサイクルに基づく学校評価を行い、学校運営、教育活動等の更なる充実・改善を推進する。

エ ライフ・ワーク・バランス—— 長時間労働の改善による教育の質の向上

- ① 「葛飾盲学校ライフ・ワーク・バランス１０の心得」に基づき、学校組織や教職員個人それぞれの視点で、業務の内容や働き方等を見直し、職場全体が、仕事と家庭等の生活の両方が充実できるように進める。
- ② 月１回の定時退庁日やNO会議デーを設定するとともに、予定表に明記し、定時の退勤を徹底する。
- ③ 保護者コミュニケーションシステム（classi）などを積極的に活用し、保護者の利便性を高めるとともに、常に業務の効率化を図る。

２ 重点事項と数値目標

（「項目」欄の番号・記号は、Ⅲ－１の項番に対応する。）

項目		事 項	目標（数値、時期等）	担当	
(1)	ア	②	3 観点による評価に関する研修	年 1 回	教務
		④	校内美化・整理（特別教室等）	学期 1 回	生活指導・寄宿舎
	イ	①	道徳地区公開講座の実施	年 1 回	教務
			主権者教育の推進	外部講師の招聘年 1 回	中学部
		③	校内読書コンクール（読書王）	小延べ 1 0 0 冊、中一人 3 冊以上	国語
			校内ひらがな・点字・漢字検定	学期 1 回（年 3 回）	国語
	日本漢字能力検定、実用英語技能検定		各年 1 回（実施 3 回中）	国語・英語	
	ウ	②	安全教育プログラム等の資料を活用した指導	年 1 時間以上	生活指導
			③	歩行訓練士との連携による指導・助言	該当全員
			歩行訓練に関する研修会	年 3 回	自立活動
	エ	①	校内就業体験（中全）	年 1 回	中学部
			進路学習会、進路見学（中学部）	各年 1 回	中学部
		②	保護者向け進路講演会	年 1 回	支援
			進学校との移行支援会議	年 1 回	支援
	オ	①	保育園、小・中学校との交流及び共同学習	幼 2 回、小各学年 2 回、中 1 回	支援
			副籍交流における直接交流の実施	5 名以上	支援
		②	オンラインを活用した共同学習	年 3 回	小中学部
			③	笑顔と学びの体験活動プロジェクトへの参加	年 1 回
	カ	④	スポーツ部、芸術部の開催	年 1 5 回、年 8 回	中学部
			東京都障害者スポーツ大会等への参加	年 3 回	中学部
		①	遊び活動	7 日ずつ（6 月、1 0 月）	寄宿舎
			舎生会活動（代表者会）	年 1 5 回	寄宿舎
		②	地域との交流（児童館、買い物、公園等）	年 1 0 回	寄宿舎
			舎内行事	年 1 回（1 2 月）	寄宿舎
保護者参観			年 7 日（1 1 月）	寄宿舎	
(2)	ア	①	いじめに関する調査、体罰調査の実施	いじめ年 2 回、体罰年 1 回	生活指導
	イ	①	学校危機管理マニュアルの改訂	年 1 回	生活指導
			地域と連携した総合防災訓練の実施	年 1 回	生活指導
			福祉避難所開設に向けた関係機関連絡会	年 1 回以上	生活指導
		②	校内事故防止研修の実施	年 2 回 重大事故 0 件	生活指導
	ウ	①	食材体験	年 9 回（4 月・8 月・3 月を除く）	食育委員会
			郷土料理・世界各国の料理献立	年 1 0 回	食育委員会
			特別食の安全な提供	関連事故発生 0 件	食育委員会
			アレルギー対応研修	年 1 回	アレルギー対応委員会
			摂食指導講演会	年 1 回	食育委員会
		②	医療的ケアに関する研修会	年 1 回	医ケア委員会
		④	スクールカウンセラーによる面接・観察	全員	生活指導
(3)	ア	①	学校ホームページの更新	各学部月 1 回以上	教務
			学校公開の実施	1 週間× 2 回	支援
			公開講座	年 1 回	支援
		②	外部機関からの視察・協力依頼への対応	通年	副校長

(4)	イ	①	乳幼児教育相談	年20回	支援
			見え方の相談会（足立区、葛飾区）	各区年1回	支援
		②	区教育委員会、医療、療育等関係機関の訪問	年20回以上	支援
			幼・小・中学校への支援	通年	支援
			他障害種別の特別支援学校への支援	通年	支援
	ア	①	人権に関する研修	年1回	校長
			体罰防止研修	年2回	校長・副校長
			服務事故防止研修の実施	年3回、服務事故0件	校長・副校長
		①	全教員の研究授業と授業表の実施	1人あたり年1回以上	研修
			模範授業、公開研究会、専門研修等への参加	1人あたり年1回以上	研修
		②	部内研究会研究会（幼・小・中・舎）の開催	各年8回、うち講師等招へい1回	研修
			特別支援学校教諭免許状	未取得者の未受講率0%	副校長
			点字学習会	年5回	研修
		③	ICT活用研修	年10回	教務
		ウ	② 寄宿舎と学級担任・学部とのケース会	年2回	寄宿舎
			③ 予算全般及び就学奨励費に関する研修	年1回	経営企画室長
			経営企画室職員による授業参観	経営企画室全員1回以上	経営企画室長
			④ カリキュラム・マネジメントの検討	月1回以上	教務
			⑤ 児童・生徒評価（評価委員による聞き取り）	満足度90%	主幹会
			保護者評価アンケートの実施	年1回 回収率85%以上	主幹会
	エ	①	在校時間の適切な把握	定時外在校45時間、年360時間以内	副校長
			定時退庁日（最終退勤17:05）の設定	4月、学期末を除く毎月	副校長